

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

目次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 字の区域の変更等(〃)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(〃)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 土地改良法による換地処分(二件)(〃)
- 土地改良事業の工事の完了(〃)
- 入会林野整備計画の適否の決定(林務課)
- 都市計画の変更(都市計画課)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公安告示

告 示

鳥取県告示第九百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三谷奥地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十三年四月一日現在の地番による。)
伏野字大石橋	伏野字大石橋のうち四九九の三、五〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四九三の一、四九三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 伏野字桐谷五二二の一部、五四九の一部 伏野字桐谷ノ二 五五〇の一、五五〇の二、五五一の一、五五一の二及びこれらと一体をなす国有地
伏野字桐谷	伏野字大石橋四九三の一、四九三の二と一体をなす国有地の一部 伏野字桐谷のうち五二二の一部、五四九の一部以外の区域

伏野字桐谷ノ二	伏野字桐谷ノ二のうち五五〇の一、五五〇の二、五五〇の一、五五〇の二、五五〇の四、五五五の一の一部、五五六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五六の四と一体をなす国有地の一部以外の区域 伏野字差尾口五六五から五六七までの一部、五六九の一の一部、五七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
伏野字差尾口	伏野字差尾口のうち五六五から五六七までの一部、五六九の一の一部、五七〇の二の一部、五七四の一部、五七五の一部、五七六の一の一部、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六五、五七一、五七三の一、五七三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 伏野字差尾谷ノ一 五九三の一部及びこれと一体をなす国有地
伏野字差尾谷ノ一	伏野字差尾口五八三の一部及びこれと一体をなす国有地 伏野字差尾谷ノ一のうち五九三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 伏野字差尾谷ノ二 五九九の二、六〇〇
伏野字差尾谷ノ二	伏野字差尾谷ノ二のうち五九九の二、六〇〇以外の区域
伏野字大清水	伏野字差尾口五七五の一部、五七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 伏野字大清水のうち六二一の一の一部、六二二の二の一部、六二二の四の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 伏野字上り戸六三八、六三九、六四二の一部、六四三の一部及びこれらと一体をなす国有地 伏野字芳谷口七一四、七一五の一部、七二六の一部及びこれらと一体をなす国有地
伏野字上り戸	伏野字西上り戸一九二二の二
伏野字東大清水	伏野字上り戸のうち六三八、六三九、六四二の一部、六四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 伏野字東大清水一八七〇、一八七一の二
伏野字西上り戸	伏野字東大清水のうち一八七〇、一八七一の二以外の区域 伏野字西上り戸のうち一九二二の二以外の区域
伏野字芳谷ノ壱	伏野字芳谷ノ壱のうち七一の二の一部、七二の三の一部、七二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
伏野字芳谷口	伏野字差尾口五七五の一部及びこれと一体をなす国有地 伏野字大清水六二一の一部、六二二の二の一部、六二二の四の一部、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 伏野字芳谷ノ壱七一の二の一部、七二の三の一部、七一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 伏野字芳谷ノ壱七一の二の一部、七二の三の一部、七一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 伏野字芳谷口のうち七一四、七一五の一部、七二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 伏野字細畑菖蒲谷七一九、七二〇、一〇四〇、一〇四一と一体をなす国有地の一部 伏野字小山ヶ鼻七三〇の一から七三〇の三までと一体をなす国有地の一部
伏野字細畑菖蒲谷	伏野字細畑菖蒲谷のうち七一九、七二〇、一〇四〇、一〇四一と一体をなす国有地の一部以外の区域
伏野字小山ヶ鼻	伏野字大石橋四九九の三の一部、五〇〇の二及びこれらと一体をなす国有地

伏野字桐谷ノ二 五五四の四、五五五の一の一部、五五六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五六の四と一体をなす国有地の一部	伏野字繩手之内
伏野字差尾口五六五の一部、五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五六五、五七一、五七三の一、五七三の二と一体をなす国有地の一部 伏野字小山ヶ鼻のうち七三〇の一から七三〇の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域 伏野字繩手之内七八〇の六と一体をなす国有地の一部	伏野字大石橋四九九の三の一部及びこれと一体をなす国有地 伏野字繩手之内のうち七八〇の六と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第九百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による猪子原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年五月十日現在の地番による。）
豊栄字平ノ前立道ノ下モ	豊栄字平ノ前立道ノ下モの全域 豊栄字平ノ前立道ノ上ミ二九の一、二九の二、二九の三の一部、三〇、三一、三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字大久保田五〇の一部
豊栄字平	豊栄字平のうち二八の二以外の区域
豊栄字平ノ上ミ	豊栄字平二八の二 豊栄字平ノ前立道ノ上ミ二九の三の一部、三二の一の一部、三二の二、三二の三、三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字平ノ上ミの全域 豊栄字スガ谷尻り道ノ上へ下タ四二の二の一部、四三の一部、四四の一の一部 豊栄字中田四七の四の一部
豊栄字スガ谷尻り道ノ上へ下タ	豊栄字スガ谷尻り道ノ上へ下タのうち四二の二の一部、四三の一部、四四の一の一部以外の区域 豊栄字中田四七の一の一部、四七の四の一部、四七の六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
豊栄字中田	豊栄字平ノ前立道ノ上ミ三二の一の一部、三三の一、三三の二、三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字中田のうち四七の一の一部、四七の四の一部、四七の六の一部、四八の一の一部、四九の一の一部、四九の二の一部、四九の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

豊栄字大久保田	豊栄字平ノ前立道ノ上ミ三二の一の一部及びこれと一体をなす国有地 豊栄字中田四八の一の一部、四九の一の一部、四九の二の一部、四九の三及びこれらと一体をなす国有地 豊栄字大久保田のうち五〇の一部以外の区域 豊栄字王子尻リ谷ヨリ下モ五一の一、五一の三及びこれらと一体をなす国有地
豊栄字王子尻リ谷ヨリ下モ	豊栄字王子尻リ谷ヨリ下モのうち五一の一、五一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
豊栄字王子水頭谷尻リ古屋敷	豊栄字王子水頭谷尻リ古屋敷のうち八三と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字王子釜ヶ谷尻リ向道下タ	豊栄字王子釜ヶ谷尻リ向道下タのうち八四と一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字王子釜ヶ谷尻リ向道上エ	豊栄字王子水頭谷尻リ古屋敷八三と一体をなす国有地の一部 豊栄字王子釜ヶ谷尻リ向道下タ八四と一体をなす国有地の一部 豊栄字王子釜ヶ谷尻リ向道上エの全域 豊栄字王子奥八八の一の一部、九一の一の一部、九五第一の一の一部、一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部 豊栄字王子山一一九六の三
豊栄字王子奥	豊栄字王子奥のうち八八の一の一部、九一の一の一部、九五第一の一の一部、一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
豊栄字王子山	豊栄字王子山のうち一一九六の三以外の区域
神福字小森	神福字小森のうち一三七〇の一、一三七一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字カドタ	神福字小森一三七〇の一、一三七一の二及びこれらと一体をなす国有地 神福字カドタの全域
神福字小ブケ	神福字小ブケのうち一三七三の一及びこれと一体をなす国有地 神福字下ケ市一三七四の二、一三七四の六、一三八一の一、一三八一の四、一三八一の五、一三八一の八及びこれらと一体をなす国有地 神福字田中田一四五七の一の一部
神福字下ケ市	神福字小ブケのうち一三七三の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
神福字寺谷尻リ	神福字下ケ市のうち一三七四の二、一三七四の六、一三八一の一、一三八一の四、一三八一の五、一三八一の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字河原田	神福字寺谷尻リのうち一四四八の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
神福字杉ノ本	神福字寺谷尻リ一四四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 神福字河原田のうち一四四九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 神福字杉ノ本一四五二の一 神福字藤内一四五三の一と一体をなす国有地の一部 神福字下モ田一六五六の一の一部、一六五七の一の一部
神福字杉ノ本	神福字杉ノ本のうち一四五二の一以外の区域

神福字藤内	神福字藤内のうち一四五三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 神福字田中田一四五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
神福字田中田	神福字田中田のうち一四五四の一の一部、一四五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
神福字トビノ子尻リ	神福字トビノ子尻リの全域 神福字大熊山一五七二の一九八から一五七二の二〇〇まで
神福字大熊鋤床	神福字大熊鋤床の全域 神福字大熊山一五七二の一〇二、一五七二の一六七、一五七二の一八九から一五七二の一九七まで、一五七二の二〇一から一五七二の二〇三まで
神福字大熊山	神福字大熊山のうち一五七二の一〇二、一五七二の一六七、一五七二の一八九から一五七二の一九七まで、一五七二の二〇一から一五七二の二〇三まで以外の区域
神福字石井	神福字石井のうち一六三四の四の一部以外の区域 神福字カイチ一六四二の四の一部及びこれと一体をなす国有地
神福字カイチ	神福字石井一六三四の四の一部 神福字カイチのうち一六四二の三の一部、一六四二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字杉本田	神福字カイチ一六四二の三の一部及びこれと一体をなす国有地 神福字杉本田のうち一六四七の一の一部以外の区域 神福字石井原一六四九の一の一部及び一六四九の一、一六

神福字石井原	神福字杉本田一六四七の一の一部 神福字石井原のうち一六四九の一の一部及び一六四九の一、一六四九の五と一体をなす国有地の一部以外の区域 神福字高下田一六五〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地
神福字高下田	神福字高下田のうち一六五〇の一、一六五一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
神福字岸ノ下タ	神福字高下田一六五〇の一の一部、一六五一の一 神福字岸ノ下タのうち一六五三の一の一部以外の区域
神福字下モ田	神福字寺谷尻リ一四四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地 神福字河原田一四四九の一部及びこれと一体をなす国有地 神福字下モ田のうち一六五六の一の一部、一六五七の一の一部以外の区域
廃止する字の名称	豊栄字平ノ前立道ノ上ミ

鳥取県告示第九百八十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題 号	号			
3175	雑誌その他 の刊行物	BANANA PRESS		BP— H—H		アリス出版
3176	"	マズベツト 遥 INKO交 ゆめなさけ 夢情		J J— タ J		アリス出版
3177	"	ミラクル OMANX ニユー Cream		NC— 12—H		アリス出版
3178	"	Milky		MK— H—H		Do 企画
3179	"	MESSAGE		NF— 12—H		Do 企画
3180	"	アツパル通信 5月増刊号 ベストビデオ		雑誌 0156 0—5		三和出版株式会社
3181	"	シテイクプレス 7月増刊号 ビツカイチ MAGAZINE		雑誌 04340 —7/15		株式会社東京三世
3182	"	Cosmos 通信 8月号		雑誌 1396 3—8		考友社出版株式会社
3183	"	THEボッキー通信 10月号		なし		三共図書出版社
3184	"	HOLIC 10月号		雑誌 1128 71		三共図書出版社
3185	"	おとがれ女高生B組 11月号		雑誌 1766 5—11		考友社出版株式会社
3186	"	美少女CLUB 11月号		雑誌 0763 5—11		株式会社サン出版

3187	"	アツパル通信 11月号		雑誌 0155 9—11		三和出版株式会社
3188	"	さくらんぼ通信 11月号		雑誌 1401 3—11		株式会社大洋図書
3189	"	マスカット Note 11月号		雑誌 0834 5—11		株式会社大洋図書
3190	"	オレソジ通信 11月号		雑誌 1021 89—11		株式会社東京三世
3191	"	OlomeCLUB 11月号		雑誌 1022 93—11		株式会社白夜書房
3192	"	MADONNA HOUSE 11月号		雑誌 0835 7—11		若生出版株式会社
3193	"	6 HARD キヤル		なし		株式会社浪速書房

鳥取県告示第九百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岸本町畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 勉 西伯郡岸本町岸本二九〇

昭和六十三年七月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 野 口 辰 猪 西伯郡岸本町大原五九〇

昭和六十三年七月十二日就任 任期昭和六十六年三月二十五日まで

鳥取県告示第九百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 生 田 房 明 米子市諏訪二〇二

“ 長 浜 範 人 西伯郡岸本町大殿一一三六

昭和六十三年八月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 都 田 計 久 米子市諏訪二七三

“ 長 谷 川 久 人 西伯郡岸本町大殿一一一九

昭和六十三年八月十日就任 任期昭和六十五年七月六日まで

鳥取県告示第九百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山 田 教 美 西伯郡淀江町大字小波九九〇

昭和六十三年九月十四日退任

鳥取県告示第九百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和六十三年十月十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項におい

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田小規模排水）曲地区農業用排水）を昭和六十三年十月十九日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十六号

国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三代寺地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十七号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（松山農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日南町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十八号

日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（六反田農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百八十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る田代地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十号

三朝町が行う土地改良事業に係る大谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律

第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る三谷奥地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る猪子原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
東郷町	農村総合整備モデル事業東郷(福永)地区ほ場整備	昭和五十九年六月三十日
"	区(第一工区)区画整理	昭和六十年六月二十九日
"	東郷(別所)地	昭和六十年六月二十九日
"	東郷(別所)地	昭和六十年六月二十九日
"	区(第二工区)	昭和六十二年八月十五日

鳥取県告示第九百九十四号

岩美町大字太田一二七太田入会林野整備組合長日下部武志から申請のあつた太田入会林野整備計画については、昭和六十三年十月一日適當と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
太田入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年十月二十五日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画天神川流域下水道
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
追加する部分
倉吉市福庭字沼谷、字栗ノ首及び字孤平、山根字宮ノ谷及び字入堂谷、八屋字寺ノ山、上余戸字大谷口及び字隈ヶ坪、米田町字東山田並びに葵町字印判及び字三本松、東伯郡関金町大字安歩字向山、字上大向、字下大

向、字下中島及び字嘉平田、大字大鳥居字南側、字カゲト、字下田、字八王子、字宮田、字堂ノ元、字道ノ上、字京田、字竹末、字五反田、字市場、字垣内及び字宮ノ上並びに大字関金宿字柿ノ木田、同郡羽合町大字字野字磯坪及び字坂根、大字長瀬字新唐川、字三ノ上河原、字五ノ下浜、字江尻、字五反田、字西ヲドロ、字東ヲドロ、字稲島、字八田ケ坪、字流田及び字三ツ実、大字南谷字丁田及び字大山、大字赤池字河端、字上通り及び字柳原、大字光吉字知光及び字茅見堂並びに大字田後字井尻、字拾ヶ坪、字新田、字二ノ狐塚、字高坪、字二ノ松ケ田、字蔵免、字二ノ大田、字大田、字井田、字宮ヶ坪、字高柳及び字右田尻、同郡東郷町大字門田字小五郎、字長砂及び字岡崎、大字長和田字家ノ上及び字坪垣、大字久見字京免、大字別所字二ノ倉入、字浮谷、字屋敷、字徳丸、字戸井ノ口、字羽広田、字垣添及び字東谷、大字藤津字流田、大字松崎字茄子谷及び字上坪並びに大字長江字代々、字六字ノ坪、平田、字汐附及び字親王並びに同郡三朝町大字本泉字丸山、字久田ヶ坪、字向隈田、字桜ヶ坪、字大能、字美ノ田、字大明神、字隈田、字下河原、字漆ヶ坪、字石田、字齊ノ木、字古川、字前河原、字天神河原、字丁田、字宮ノ前及び字谷口並びに大字森字天神落、字下河原、字前河原、字天神、字水尻、字大京谷、字屋敷、字馬場及び字中村

変更する部分

倉吉市福庭字澤、字坂根及び字坂根平、上井字山田及び字小泓、山根字大平、字喜助谷、字イツナシ、字洞善寺、字奥田及び字村廻り、伊木字桑谷及び字奥田口、八屋字林谷口、下余戸字上新宮、字屋敷廻り及び字屋敷、上余戸字古屋敷及び字瀬戸田、円谷町字越、米田町字越シ、字村屋敷及び字谷口、駄経寺町字海又、字東谷及び字中ノ谷、住吉町、湊

町字東梅田、葵町、みどり町、八幡町、丸山町字山ノ下及び字馬場屋敷、生田字山ノ上之、秋喜字鱧堀り、字山際、字上山根、字東坂根及び字西坂根並びに耳字横道及び大地木並びに同市字浅田谷、字亀岩、字馬場、字四十二丸、字山ノ下、字谷田及び字谷畑、東伯郡関金町大字安歩字上河原、大字大鳥居字八王子前、字ゴゴロ、字地堂及び字竹鼻並びに大字関金宿字土手ノ内、字出口、字大工前、字上天王、字下天王及び字大坪、同郡羽合町大字長瀬字池端、字鱈池、字十二ノ干石、字六ノ干石、字五ノ干石、字新川屋敷、字新川前、字因幡新田、字唐川、字二ノ新川前、字和助北、字三ノ内干石、字浜山、字四ノ中浜、字和助前、字九ノ下浜、字高浜、字三ノ浜根荒神、字浜根、字上村後、字荒神ノ外、字二ノ下浜屋敷、字二ノ下浜、字四ノ下浜屋敷、字下惣田、字船津、字天王、字和反田、字下政長及び字三ツ江、大字橋津字三ノ大縄、字二ノ浜屋敷、字根滝、字大縄、字古道下、字大下モ、字二ノ下河原、字二ノ樋口下、字下河原、字宮ノ上、字寺前及び字御蔵廻り、大字字野字西又、字西又一、字西又二、字西峰、字東屋敷及び字石脇、大字上橋津字岡ノ上、字西ノ下、字二ノ村ノ内、字前田、字手崎、字堂ノ前、字二ノ丁床及び字丁床、大字南谷字ヒジリ、字下村ノ内、字川向、字谷、字漆原、字大上、字隈ノ内及び字中島、大字光吉字一枚河原、字下モ、字廻、字管田、字宮代、字隈ヶ崎、字鍵田、字南津及び字屋敷、大字久留字樋口下、字横道下及び字三ノ前田、大字水下字河原田及び字栗坪並びに大字田後字大俵、字二ノ北屋敷、字二ノ大俵、字手次、字北屋敷、字二ノ平木、字狐塚、字背戸、字長砂、字中ノ掛、字二ノ大下及び字小砂子、同郡東郷町大字長和田字屋敷、字狐ゴロシ及び字二ノ坂根大字久見字片ヶ原坪、字清水冷り、字ナメラ谷、字大坪、字角ノ目、字小五郎及び字樋詰、大字田畑

字田中及び字山崎、大字藤津字泥中及び字龍王前並びに大字長江字東芦崎、字蓼尾、字暇崎、字砂田、字五ノ坪、字前溝、字押野、字橋本及び字菅原並びに同郡三朝町大字三朝字小木脇、字砂子田及び字小練並びに大字大瀬字向上
削除する部分

倉吉市米田町字上屋敷及び字僧ヶ平、福光字ヒビノ前及び字ヒビノ原並びに北野字八幡ノ平、字八幡西平ラ及び字天神西平並びに東伯郡羽合町大字下浅津字鍛冶屋から字大坪までの地先公有水面及び大字上浅津字宮ノ本地先公有水面

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年十月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	ストパーパニック六号	株式会社三洋物産
	ソルジャー二号	
	ホールインワン三号	
	スペースショベル二号	
	スペースショベル三号	
	メトロポリス	

ぱちんこ遊技機

パワーゲートI	トラップ	ボンバーアタックII	JUMP二	プレアデス	関取くん	ちんどんショーA	RX一五	リムジンP一五	トキオ	ミラーボール二	ミラーボール一	フェニックス二	フェニックス一	ターゲット
株式会社藤商事	株式会社平和		奥村遊機株式会社			株式会社ソフィア			株式会社大一商会					

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】